# 長崎稲佐ロシア海軍基地をめぐる 明治初期日露関係

---- 借地交渉とその意義 ----

# 醍 醐 龍 馬

## はじめに

本稿では、ロシア艦隊による長崎駐屯の慣習が日露間で承認される過程とその政治的意義を検討する。明治初期の日露関係は樺太千島交換条約交渉(1875(明治 8)年 5 月署名、8 月批准)を軸に展開し(1)、そこに日本とペルーの国際紛争をロシア皇帝が裁いたマリア・ル

ス号事件の仲裁判決(同年6月)が絡 む形勢であった (2)。条約締結により日露 関係は急速に接近したが、これはイギリ スの強い影響下にあった明治政府が、英 露対立下でロシアをも敵に回さぬよう巧 みに対露関係を調整した結果であり、次 に控える朝鮮政策に着手する前提条件に もなっていた<sup>(3)</sup>。そして、本稿で扱う三 つ目の重要事項が同時期に決まったロシ ア海軍による長崎での基地建設問題であ る。どうしても国境問題が第一義だった 明治初期日露関係史は北方地域中心に扱 われがちだが、同時期に起きていた南方 での動きを交えて考察する必要性があ る。この視点は対馬海峡や朝鮮半島が焦 点化するその後の日露関係を見ていく上 でも重要な布石になろう。

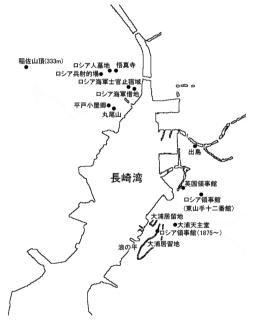


図1 長崎港周辺(※海岸線は現在のものを使用)

<sup>1</sup> 醍醐龍馬「榎本武揚と樺太千島交換条約 (一) (二・完): 大久保外交における『釣合フへキ』条 約の模索」『阪大法学』65巻2号、3号、2015年。

<sup>2</sup> 醍醐龍馬「明治政府とマリア・ルス号事件:ロシア皇帝による仲裁判決」長縄光男、沢田和彦編『異郷に生きるVI:来日ロシア人の足跡』成文社、2016年。

<sup>3</sup> 醍醐龍馬「明治新政府と日露関係: 樺太千島交換条約とその時代」大阪大学博士学位論文、2017 年、51,94,125 頁。対露接近はとりわけ副島外務卿期に顕著であり、イギリスのみならずロシア側にすら警戒されるほどだった。醍醐龍馬「外務卿副島種臣と日露領土交渉: 樺太千島交換条約への道筋」『国際政治』191 号、2018 年、26,28 頁。

#### 醍醐 龍馬

長崎稲佐とロシアの関わりはレザノフ来航まで遡る。1804(文化元)年に長崎に来航し たレザノフ (Н.П. Резанов) 艦隊から病人が発生し衛生状態が悪化したため、幕府は稲佐へ の特別上陸を許可した。さらに半世紀後の1853 (嘉永6) 年、通商と国境画定を求めてプ チャーチン (Е.В. Путятин) の艦隊が長崎に来航したときにも幕府は稲佐への上陸を許可し た。1858 (安政5) 年、日露修好通商条約が締結された翌年には長崎が開港場となり、1860 年に外国人居留地が開設されたが、ロシア軍艦乗組員は従来通り稲佐地区への上陸を常とし、 対岸の大浦外国人居留地に滞在することは皆無だった。上陸した彼らのうち、将校は地元民 家や民家の別宅を借りて滞在したが、水兵たちは平戸小屋と舟津浦に設けられていた病院の 利用のみならず、マタロス休息所で遊女と遊興するなど、稲佐はロシア海軍の保養地(医療・ 保養的駐屯地)<sup>(4)</sup> になっていた。安政の五カ国条約が定めるように、本来、外国人は外交使 節を除き居留地内に滞在しなければならなかった。それにも拘わらず大浦居留地外の稲佐地 区では、ロシア人だけを特別待遇する形での交流が始まり幕府もこの居留地外雑居を追認し たのである(5)。長崎稲佐には幕末のプチャーチン来航以来、ウラジオストクが氷結して使え ない冬の間のロシア艦隊の越冬を含め長崎港を利用する慣習が日露開戦前まで続いた 60。幕 末以来のこのような特異な慣習が明治政府により正式承認されたのが樺太千島交換条約直後 の 1875 年 7 月のことであり、交渉の舞台は他の案件のようにサンクトペテルブルクではな く東京であった。駐露公使としてロシアに赴いた榎本武揚と入れ違いで日本に着任していた 駐日ロシア公使ストルーヴェ(K.B. CrpyBe)と寺島宗則外務卿の間で交渉が行われ、ロシ ア海軍との稲佐での土地貸借の契約がまとまった。

明治期の外国軍隊駐留問題に関する研究史では、横浜居留地の英仏軍に論点が集中し、長崎稲佐のロシア海軍に関しては没却されがちである <sup>(7)</sup>。そのためロシア海軍の稲佐駐屯に関しては、主に基地周辺に形成されたロシア海軍水兵向けの遊郭や宿泊施設、レストランなどから成る「ロシア村」に着目した地域史的アプローチによる蓄積が進んだ <sup>(8)</sup>。これに対し国

<sup>4</sup> 本稿における「保養地」とは、療養地的機能も包摂した広義の「保養地」である。すなわち、先行研究で特徴づけられている海軍病院と乗組員の遊興施設から成る「医療・保養的駐屯地」に類した意味合いを想定している。宮崎千穂「外国軍隊と港湾都市:明治30年代前半における雲仙のロシア艦隊サナトリウム建設計画を中心に」『スラヴ研究』55号、2008年、219頁。

<sup>5</sup> 鵜飼政志「長崎稲佐のロシア海軍借用地」『歴史評論』669号、2006年、31-32頁。

<sup>6</sup> 一般的にはロシア艦隊が長崎を越冬港にしていたとされるが、少なくとも 1881 年以降は、港湾 出入り艦船数や停泊日数の点から通年利用していたことが分かる。宮崎「外国軍隊と港湾都市」 231-235 頁。

<sup>7</sup> 中武香奈美「幕末の横浜駐屯フランス陸軍部隊」『横浜開港資料館紀要』14号、1996年;同「幕末維新期の横浜英仏駐屯軍の実態とその影響:イギリス軍を中心に」『横浜開港資料館紀要』12号、1994年。石塚裕道『明治維新と横浜居留地:英仏駐屯軍をめぐる国際関係』吉川弘文館、2011年。岸甫一「維新期の横浜駐屯イギリス軍隊撤退問題:「外圧」と中央集権過程の特質」『日本歴史』377号、1979年。長崎居留地に絞った重藤威夫『長崎居留地と外国商人』風間書房、1967年でもロシアに関しては僅かに触れている程度である。

<sup>8</sup> 松竹秀雄『長崎の対岸:稲佐風土記』長崎文献社、1985年;同『ながさき稲佐ロシア村』長崎文献社、2009年。吉岡誠也『幕末対外関係と長崎』吉川弘文館、2018年。岩崎義則「ロシア船の来港と長崎稲佐の地域社会:志賀文庫の分析から」『歴史評論』669号、2006年。ロシア人旅行者の視点も取り込んだものには中村喜和「長崎のロシア村:稲佐盛衰記」『ロシアの木霊』風行社、2006年がある。

家レベルに着目した基地自体に関する研究では、対外関係史から鵜飼政志氏が長崎のドック建設の軍事的意義を指摘したのに対し (9)、宮崎千穂氏は医療施設建設の意義により大きな重要性を見出しながら、居留地外雑居の問題としての性格を指摘した。さらに宮崎氏は、基地を歓迎する地域住民、現実主義的な地方庁の専断を追認し安全保障上の警戒感が薄かった中央政府といった日本国内の重層的な反応を明らかにしている (10)。これらの研究により借地交渉の大体の全貌は分かるものの、基地の性格に関しては国内外の評価の中で検討を深める必要性もある。これに関しパヴロフ氏は病院機能自体よりも他国領内に設置されたロシアの医療軍事施設の特殊事例として着目し、病院を軸に稲佐における日露交流の実態を検討した。幕末から日露戦争直後までの長いスパンの中で 1875 年の借地契約も扱われ、日本側からの警戒感への対処として海軍基地を長崎領事の管轄にした外務省とこれに反発する海軍省の対立構図が示されている (11)。この研究によりロシア側の基地意識がある程度分かるものの、借地交渉の分析はなくロシア海軍省内の政策決定過程も踏まえながら明らかにする余地が未だ残る。ロシア海軍が長崎を求めた背景や経緯、基地の性格をより明確化するには、ロシア海軍文書を本格的に組み込む必要があろう (12)。

その上で、このような文脈で扱われてきた長崎での借地問題は当該期の日露関係にどのように位置づけられるのだろうか。日露関係の通史的研究では本問題への言及が殆どないが、樺太千島交換条約を研究したストローエヴァ氏は、ロシア側譲歩の背景に英露対立やアメリカの海洋進出を挙げるとともに、「ロシアにとっては同様に、日本との友好関係も必要であった。なぜなら、ロシア海軍には極東に不凍港がなく、船を投錨したり修理したりするために日本の港を使用していたからである」との興味深い指摘をしている (13)。このように千島列島割譲に踏み切った背景にあったとされるロシア海軍の利益を探る上でも、日露関係全体の中に長崎稲佐の当該問題を位置づける必要がある。当時のロシア海軍が極東で置かれていた立場を把握すれば条約の時代的背景もより明確化する。さらに日露戦争までの間にロシア艦隊が長崎に駐屯していたという事実は、対立の延長として描かれがちな日露戦争への過程を考え直すことにも繋がるであろう。

そこで本稿では、国家間での外交問題になって以降の稲佐借地問題をめぐる日露交渉とその意義を、樺太問題とも絡めながら同時代の日露関係全体の中に位置づける。その際には、同じく越冬港として利用されていた函館との関係や、英仏軍が駐屯していた横浜居留地との関係、さらに英露対立の世界情勢を踏まえより広い政治的文脈から考察する。さらに、長崎

<sup>9</sup> 鵜飼「長崎稲佐のロシア海軍借用地」34頁。

<sup>10</sup> 宮崎千穂「明治初年における外国軍隊の「基地」経験:長崎港のロシア艦隊借地問題をめぐって」 『日本文化研究』17号、2006年。

<sup>11</sup> *Павлов Д.Б.* Русский военно-морской лазарет в Нагасаки, 1859-1906 гг. (исторический очерк по российским источникам) // Ежегодник Япония. 2010. № 36. С. 265.

<sup>12</sup> パヴロフ氏もロシア国立海軍文書館所蔵史料を使っているが、本稿が対象とする時期に関し引用されているのは  $\Phi$ . 408. On. 1. Д. 547 に含まれるもののみであり、これは宮崎「明治初年における外国軍隊の「基地」経験」でも使用されている『海軍論叢』掲載の報告書の原本だと思われる。

<sup>13</sup> *Строева М.В.* Петербургский договор 1875 г. и его роль в истории русско-японских отношений XIX в. Диссертация на соискание учёной степени кандидата исторических наук. СПб., 2010. С. 69-70.

稲佐の地主の息子で、同時代の日露関係に通詞として幾度となく登場する志賀親朋の動向も織り交ぜることにより、事件同士の相関関係をより明確にしたい。なお、史料引用に際しては基本的に新漢字を用いるほか適宜句読点を補い、筆者注には[]を付す。また、媒体が日本史の雑誌ではないため、必要に応じて現代語訳も注釈に入れた。

## 1. 函館から長崎へ

幕末期には箱館(戊辰戦争後に函館に改称)がロシア艦隊の寄港地として栄えた<sup>(14)</sup>。1860 (安政7)年には箱館に初めてロシア領事館が開設され、初代領事にゴシケーヴィッチ(M.A.Г ошкевич) が着任した。当時としては、ただ一人の日本駐在のロシア外交官であった<sup>(15)</sup>。列強の中でロシアは領事館を箱館にしか置いておらず公使を日本に派遣していなかった。樺太問題の対処に主な関心があったロシアは、日本の国内事情に巻き込まれぬよう東京に進出しなかったとされる<sup>(16)</sup>。他方で、兵員保養地としてロシア海軍にとっては箱館そのものが重要だった<sup>(17)</sup>。ゴシケーヴィッチは、領事館の建設費用として割り当てられた予算を使って、箱館近郊のカミテ村 [亀田村] に小規模な病院棟も建設している。正確には、一式揃った立派な病院と言ってよいものであった。ロシア領事館付属の箱館の病院は、箱館で越冬したり、箱館に寄港したりした、ロシア軍艦からの患者だけでなく、地元の日本人も利用した。日本人は無料とされており、毎年100名近くが利用していた。病院の建物は二度にわたり全焼したが、再建されている<sup>(18)</sup>。幕末期の箱館におけるロシアの影響力は圧倒的であり、長崎稲佐の場合と同じく居留地に関しても英米とは別の所を与えられ領事館と病院を設置していた<sup>(19)</sup>。日露修好通商条約第四条に保障された、領事館、付属学校及び病院設置のために土地を借り受ける権利が箱館において実現されたのである<sup>(20)</sup>。

しかし、このような箱館に期待された保養地的機能は徐々に失われていく。函館にあったロシアの病院が最終的に閉鎖されたのは、箱館が最重要の港としての存在価値をすぐにも失ってしまったことによる。ロシアの艦船は、箱館で越冬しなくなり、まれに寄港するだけになった。加えて同地では、冬期には新鮮な食量を調達することが困難であった。このため、1866 年、太平洋分遺艦隊司令長官ケルン( $\Phi$ .C. Керн)准将隷下の艦隊付き医師の発想により、箱館の病院は閉鎖された  $^{(21)}$ 。ロシア海軍省長官クラッベ(H.K. Краббе)から太平洋分

<sup>14</sup> 秋月俊幸「ロシア人の見た開港初期の函館」『地域史研究はこだて』 3号、1986年、23-24頁。

<sup>15</sup> Русский береговой лазарет в Нагасаки для команд плавающих в Тихом океане судов. Извлечение из рапорта командующего отрядом судов в Тихом океане от 26 июля 1886 г. // Морской сборник. 1887. № 5. СПб., С. 96.

<sup>16</sup> Файнберг Э.Я. Русско-японские отношения в 1697-1875 гг. М., 1960. C. 179-180.

<sup>17</sup> 秋月「ロシア人の見た開港初期の函館」37頁。

<sup>18</sup> Русский береговой лазарет в Нагасаки для команд плавающих в Тихом океане судов. С. 96.

<sup>19</sup> 岸甫一「開港期箱館からみた外国人居留地の成立過程(その 1)」『環オホーツクの環境と歴史』2号、2012年、18-19,24頁。

<sup>20</sup> 宮崎千穂「日本最初の梅毒検査とロシア艦隊:幕末の長崎港における『ロシア村』形成の端緒」 福田眞人、鈴木則子編『日本梅毒史の研究:医療・社会・国家』思文閣出版、2005 年、204-205 頁。

<sup>21</sup> Русский береговой лазарет в Нагасаки для команд плавающих в Тихом океане судов. С. 97.

遣艦隊司令長官宛の 1872 年 2 月 22 日(露暦 2 月 10 日)付書簡に「日本の首都に我が国の外交官職を設置したのに伴い、函館ロシア領事館の重要性は低下している」とあるように、東京に外交代表が派遣されてからは函館領事館の立場も急速に下がった<sup>(22)</sup>。1874 年には、在函館領事館の機能は東京に創設された外交公館へ一時的に移転された。オラロフスキーは在長崎領事館へ転勤となった<sup>(23)</sup>。かくして函館は外交代表としての機能を東京に移されるとともに、主要領事館としての機能すらも長崎へ譲り渡していったのである。病院に関しても、1866 年には常勤医師ともども箱館から長崎稲佐の悟真寺に移った<sup>(24)</sup>。ロシア海軍の主要港が1870 年代初頭にニコラエフスクからウラジオストクに南下すると、ロシア艦隊の寄港地としての箱館の存在意義は薄れ、長崎がその越冬、修理に不可欠の重要な港湾となった <sup>(25)</sup>。数年後に榎本武揚が、ポサドニック事件(ロシア軍艦対馬占領事件)<sup>(26)</sup> に見られる英露対立の歴史的教訓を踏まえ、対馬海峡の守備を最優先し樺太を捨てる意図で樺太千島交換条約を結んだが <sup>(27)</sup>、このような南方シフトの流れに合致する地殻変動が既に発生していたのである。

冒頭で述べた通りロシア海軍と長崎の関わりは開国期に溯るが、幕末の駐日英国公使オー ルコック(J.R. Alcock)は 1859年に長崎稲佐を見学している。このとき彼は、「われわれ はロシア人の居留地へと足をのばした。そこは美しい入り江に面したところで、その背後に は樹木でおおわれた丘が迫っている。基地には貯炭庫や倉庫が散在しており、仮の兵舎や指 令部は、坂の中途の見晴らしのよい高台にあった。一部の人びとが憶測しているように、か りにロシア人が同地を永久的な居留地たらしめようとしているとすれば、その選択はよかっ たとはいえないであろう。だが、表面的に見たかぎりでは、十分な修理と改装を必要とする フリゲート型艦アスコール号の乗組員たちの仮泊所としては、このへんぴな人目につかぬ入 り江はひじょうに適しているように思えた。・・・・・・ ロシア人は無理やりにここに滞在するこ とによって、かれらなりにかなりうるところが多かった。かれらは、ときとばあいに応じて、 あるいは鄭重なことばづかいで、あるいは強引に、必要な物資は何でも手に入れた」と書い ている (28)。この文面からも明らかなように、長崎稲佐に「無理やり」滞在するロシア海軍の 存在はイギリスの外交官には好意的に受け取られていなかった。既にロシア人は、1858年 から悟真寺を利用し始めており、幕府から自らの申請は断られた長崎駐在イギリス領事モリ ソン (G.S. Morrison) からも不満を持たれていた (29)。 その後ロシア海軍は対馬を欲し 1861 年にポサドニック号事件を起こしたほどだが、イギリスの牽制により撤退した。その結果、

<sup>22</sup> Российский государственный архив военно-морского флота (РГАВМФ). Ф. 536. Оп. 1. Д. 14. Л. 1. なお、本稿で使用したロシア海軍文書は東京大学史料編纂所が所蔵する複写分である。

<sup>23</sup> *Кириченко Е.Б.* Российский дипломатический представитель в Хакодате А.Э. Оларовский (1870-1874 гг.) // Новый исторический вестник. 2012. № 2. С. 55.

<sup>24</sup> Русский береговой лазарет в Нагасаки для команд плавающих в Тихом океане судов. С. 97.

<sup>25</sup> 原暉之『ウラジオストク物語:ロシアとアジアが交わる街』三省堂、1998年、98頁。

<sup>26</sup> 本事件の詳細は、麓慎一「ポサドニック号事件の衝撃」小松久男編『1861 年改革と試練の時代』 山川出版社、2018 年などを参照。

<sup>27</sup> 醍醐龍馬「明治初期外交官による東アジア政策構想:駐露公使榎本武揚の『北守南進』論」瀧口剛編『近現代東アジアの地域秩序と日本』大阪大学出版会、2020年、10頁。

<sup>28</sup> オールコック著、山口光朔訳『大君の都』上、岩波文庫、1962年、154-155頁。

<sup>29</sup> 長崎市史編さん委員会編『新長崎市史 第三巻:近代編』長崎市、2014年、363頁。

ロシアは軍事拠点としての対馬を確保できず、それ以前からリハチョーフ(И.Ф. Лихачёв) 提督が維持していた長崎に絞られていくことになる  $^{(30)}$ 。ロシア海軍は対馬に「既二二ヶ所ノ井戸ヲ掘リ浴室ヲ設ケテ占領ノ事実ヲ表シ」ていたが、浴室の器具などは長崎平戸小屋に移設された  $^{(31)}$ 。対馬という地政学的軍事拠点の奪取に失敗したロシア海軍は、保養地的軍事拠点である長崎に焦点を絞っていく。

こうしてロシア海軍の保養地として長崎は発展した。極東ロシアの海軍の主要港がニコラ エフスクからより南方のウラジオストクに移転すると、貿易取扱量、食料補給、載炭、乗組 員の休養など全ての点で函館よりも勝る長崎が、ウラジオストクとの関係を密接なものとし た (32)。とりわけ長崎では、ニコラエフスクの近くにある樺太北西部のヅエ産のものに代わる 石炭の輸入が可能であり燃料補給に適していたのである(33)。実際、1870年代前半における 長崎来航のロシア軍艦の逗留日数は、イギリスのそれと比べても総じて長期にわたってい る<sup>(34)</sup>。1872 年 1 月 1 日にはウラジオストクと長崎の間に電信線が引かれることにより<sup>(35)</sup>、長 崎と極東ロシアの結びつきはますます強化され迅速に日露交渉を行う条件も整った。また、 前述のように 1866 年に箱館で病院が閉鎖されると、その代わりとして長崎に病院が開設さ れた。場所はまたしても稲佐村に近い悟真寺であった<sup>(36)</sup>。稲佐は、極東に不凍港を求めるロ シア艦隊の保養地となり、稲佐悟真寺国際墓地の南西側にはロシア兵の射的場もでき、これ は1903年頃まで続いた。稲佐は、イギリスなどの諸外国からは評判が悪かったが、ロシア 人から見ればイギリス人が幅を利かせる諸寄港地よりも「ロシア的世界」として重宝に値す る場所だった<sup>(37)</sup>。ロシア海軍は対馬を占領することができず地政学的に重要な軍事的拠点を 失った一方で、医療施設をはじめとする保養施設として重要な軍事的拠点を長崎に得たわけ である。

このようなロシア海軍による長崎駐留慣習は、明治維新後もしばらくは地域の問題に留まり続けた。1870年、稲佐地区の平戸小屋郷地代であった中村善之助は、ロシア海軍関係者から10年契約で地所を「軍艦碇泊中水夫浴場並船具置場」の目的で租借したい旨の要請を受けていた。善之助から報告を受けた長崎県は、ロシア海軍側と交渉したが容易にまとまらず、結局軍艦在港の有無に拘わらず、年額の地代を払うという条件で妥結した。そして、該当地所約300坪の所有者である善之助のほか、長崎県庄屋頭取の志賀礼三郎と、ロシア軍艦アリマズ号船将ピルキン(К.П. Пилкин)との間で契約が結ばれ、1870年10月1日から1880年10月1日までの10年間、地所がロシア海軍に貸与されることとなった。10年分の地代相の金額として、洋銀75枚が地主に支払われることになった。かくしてロシア海軍に

<sup>30</sup> 宮崎「日本最初の梅毒検査とロシア艦隊」205頁。

<sup>31「</sup>露国海軍用地ノ事」『長崎稲佐と露西亜人』(長崎歴史文化博物館所蔵)。本史料の執筆年代は明治 34-35 年と推定されている。詳細は宮崎「外国軍隊と港湾都市」 244 頁を参照。

<sup>32</sup> 原『ウラジオストク物語』98頁。

<sup>33</sup> 原暉之『北海道の近代と日露関係』札幌大学経済学部附属地域経済研究所、2007年、28頁。

<sup>34</sup> 鵜飼「長崎稲佐のロシア海軍借用地」30-31 頁。

<sup>35</sup> 有山輝雄『情報覇権と帝国日本 I:海底ケーブルと通信社の誕生』吉川弘文館、2013 年、81 頁。

<sup>36</sup> Русский береговой лазарет в Нагасаки для команд плавающих в Тихом океане судов. С.97.

<sup>37</sup> 宮崎千穂「『ロシア村』神話の誕生:来日ロシア人が描いた『ラシャメン』」『異郷』24号、2007年、 5頁。

貸与された地所は、規模の大小はともかく、船舶修理工場(係留ドック)用にほかならない。当時、ウラジオストクの海軍用ドックは建設途上で、本格稼働しておらず、長崎がその機能を補完することになったのである (38)。その直後の 1871 年 1 月、明治政府は国家主権を侵すものとして外国軍隊の撤退を要求し、横浜居留地に駐屯するイギリス軍はその兵力の大幅削減に同意している。この頃には明治政府は御親兵を創設し治安維持を自力でできるようになってきており、外国軍隊駐留の根拠になっていた攘夷の事件も減っていたからである (39)。対してロシア海軍による長崎での借地行為は外国軍隊撤退の流れに逆行するものであったと言える。

## 2. ポシエト侍従武官長による借地選定

地域の問題に過ぎなかった長崎稲佐問題が国家間の外交問題の焦点に浮上する契機となったのが、アレクサンドル二世の第四子であるアレクセイ大公の来日だった。1872(明治 5)年 9 月 25 日、アレクセイ大公がフリゲート艦スヴェトラーナ号で長崎にまず入港した (40)。この頃、副島種臣外務卿は稲佐の地主志賀親憲の息子である親朋を通訳に (41)、ビューツォフ公使と国境交渉中で樺太買収や樺太分割を目指していたが、アレクセイ大公を外国皇太子として初めて国賓として歓待することになり交渉を中断しその接待に全力を挙げることになった (42)。それに伴い志賀も、アレクセイ大公や明治天皇と乗る同じ馬車に乗り通訳を務める栄誉にあずかっている (43)。1873 年 4 月にも再び長崎に立ち寄ってから帰国の途に就いたアレクセイ大公は、ロシア海軍が 1870 年から借用している平戸小屋で「物置場」を視察し、「軍艦乗組患病者治療之為上陸為致候モ、地卑湿ニシテ健康ニ害アリ故ニ此地可然」と善之助所有地が医療施設に適していない地理的環境であることに問題を感じた (44)。

このとき大公に随行していた人物である侍従武官長のポシエト (K.H. Посьет) 海軍中将は (45)、ロシア艦隊の保養地候補を視察し長崎県に「近傍地続ニ而増地囲込度旨懇望」と丸尾山方面に借地拡張を求めた。「ピルキン海軍大佐が賃借した土地には、小さな丘 [丸尾山] が隣接しているので、少なくともそれを併せて一つにする必要があった」のである (46)。これ

<sup>38</sup> 鵜飼政志「イギリスからみた日本の北方海域:1870年代の英露と日本」『北海道・東北史研究』 創刊号、2004年、21頁。

<sup>39</sup> 岸「維新期の横浜駐屯イギリス軍隊撤退問題」75,79,83 頁。

<sup>40</sup> 沢田和彦「志賀親朋略伝」『日露交流都市物語』成文社、2014年、307頁。

<sup>41</sup> 吉岡誠也「『ロシア通詞』志賀親朋と明治維新」松尾正人編『近代日本成立期の研究:政治・外交編』岩田書院、2018 年、240 頁。

<sup>42</sup> 醍醐「外務卿副島種臣と日露領土交渉」20頁。

<sup>43</sup> 吉岡「『ロシア通詞』志賀親朋と明治維新」240-241 頁。

<sup>44</sup> 明治7年9月27日、寺島宗則、ストルーヴェ・ブリュムメル会談対話書、『長崎県居留地外稲佐郷志賀親朋所有地露西亜国海軍用ノ為相対貸渡並海岸へ桟橋架設ノ免許一件』(外務省外交資料館所蔵)、アジア歴史資料センター、ref: B12083331500。

<sup>45</sup> ポシエトはプチャーチンの副官としての来日経験がある親日派で今回3回目の来日である。帰国後は交通大臣の要職を占め樺太千島交換条約交渉では榎本の情報源にもなっていた。醍醐「榎本武揚と樺太千島交換条約(一)」254-256頁。

<sup>46</sup> Русский береговой лазарет в Нагасаки для команд плавающих в Тихом океане судов. С. 99.

に対し日本政府は、海軍省の都合及び居留地制度維持方針より居留地側を代替として提示するが、ロシア側は貿易に有利な大浦居留地側よりも艦隊の要求を満たす稲佐を譲らず、居留地には関心を示さなかった。このようにロシア側が丸尾山に固執した理由の第一は、同地が病院に相応しい高燥の地であり、第二に稲佐が慣れ親しんでいる土地であるためだった (47)。箱館でも商船ではなく軍艦ばかりが碇泊する点がロシアの特徴だったが (48)、この傾向は長崎でも変わらなかった。ポシエトからの申し出を契機に、これまで地域の問題に留まり中央では殆ど注目されてこなかった長崎稲佐問題が国家間の外交問題へと浮上したのである。

明治政府内では海軍省などから議論が本格化した。5月14日、宮本小一外務大丞は「右ハ従来魯海軍ニ而借受来候場所、乍聊存在候上ハ御省御用たりとも今更引上候儀にも至間敷」との考えから用地の譲歩を海軍省に打診した<sup>(49)</sup>。5月18日、外務省は長崎県に対し「各国之類例にも相成候間後害無之様」と、慣習を追認し安易に用地拡大に応じれば他国に対し先例になりかねないと用地選定に慎重を促した<sup>(50)</sup>。諸列強からの植民地支配を警戒する明治政府にとって、買収はもちろん、借地に関してもそう簡単に応じられるものではなかったのである。5月18日、外務少輔上野景範は「地面持主も差支無之と相答、其県ニ而も同様之答ニ有之、此未海軍省ニ而差支無之候ハハ実に不貸渡訳ニハ至りかたく」と、ロシア艦隊の借地が慣習的に既に存在する以上、ロシア側の要請を断ることはできないとの見解を長崎県に伝えている <sup>(51)</sup>。長崎県はこのような外務省の考えを共有したが、海軍省は林清康海軍大佐を長崎に派遣し現地で急遽土地を買収させた。ロシア艦隊からの請求に関し林は「魯国最モ目的トスルハ此地ニ候、此節御買揚相成候場所ト地続ニテ自然外人之手ニ属シテハ顕然御差支而已ナラズ往々提督府御取設之節、必定御差支傍以深キ見込モ御座候間此節取纏置候」と、海軍が将来建設する提督府が外国人所有地に隣接することになると軍事的観点から支障が大きいと判断し、丸尾山確保を急ぎ9月4日には当地の買収を完了した。

7月には、外務省内での省議で借地拡大への危惧が示されている。外国軍艦の修理のために造船所を貸したり物資供給をしたりすることは「今日交際上ノ友情ニ出ル義務ナルベシ」としてあらためて認めている。一方で、土地を貸し艦船の修理、水夫の浴場に充てることは、「已二其義務ヲ超ヘタル事ニシテ最モ良事トスベカラス」と許容範囲を超えているとした。なぜなら、ロシア海軍に土地を与えてしまえば、小規模であれ「日本権外ノ地モ同様ニテ殆魯ニ属シタル小片地ノ如ナルベシ」とそのロシア領化を危惧した。具体的には「例バ其周囲ヲ堅固ニ築キテ城塁ノ如シ、又水夫浴場或ハ健康ノ為ト号シ幾多ノ兵士ヲ屯ストモ之ヲ拒ム事能ワザルベシ」と保養地の名目で要塞化される可能性に警鐘を鳴らしたのである。さらに「英仏兵ヲ横浜港ニ屯集シ跋扈スルガ如キ流弊ヲ生シ大ニシテハー旦事変ニ及テ不測ノ害ヲ醸ス

<sup>47</sup> 宮崎「明治初年における外国軍隊の「基地」経験」323頁。

<sup>48</sup> 秋月「ロシア人の見た開港初期の函館」23頁。

<sup>49</sup> 明治6年5月14日付海軍大少丞宛宮本小一書簡、『長崎県居留地外稲佐郷志賀親朋所有地露西亜 国海軍用ノ為相対貸渡並海岸へ桟橋架設ノ免許一件』、ref: B12083331400。

<sup>50</sup> 明治6年5月18日付宮川房之宛上野景範書簡、『長崎県居留地外稲佐郷志賀親朋所有地露西亜国海軍用ノ為相対貸渡並海岸へ桟橋架設ノ免許一件』、ref:B12083331400。

<sup>51</sup> 明治6年5月18日付宮川房之宛上野景範書簡、同前。

モ計ガタシ」と警告した (52)。すなわち、横浜駐留の英仏軍隊の問題と同様に長崎稲佐におけるロシア軍の駐屯も事が起これば軍事的脅威になり得ると警戒したのである。もっとも英仏の駐屯は、当初の目的である居留地防衛よりも保養地的役割が高まっていたが (53)、ロシアの駐屯は元から保養地的役割に特化したものという意味で横浜居留地とはその性格がそもそも違った。最終的には大蔵卿大隈重信が、他国からも同様の要請が来ることを見越しながら、この機にロシア側に善之助所有地を返却させ、居留地の地続きで取り締まりやすい土地に換地するとの提案をした (54)。宮崎千穂氏も言うように、大蔵省はあくまで居留地制度の枠内での借地を想定していたわけである (55)。このように大蔵省から新たな譲歩案が出されたものの、10月には明治六年政変が発生し副島が下野し、ビューツォフ公使も清国に転任し交渉担当者不在となった。こうして長崎問題の交渉は樺太問題の交渉とともに止まってしまった。

その頃ロシア国内では、帰国していたポシエトが 1873 年 10 月 24 日 (露暦 10 月 12 日) に借地に関する建議書をクラッベ海軍省長官に提出していた。まずその中でポシエトは、「日 本海にある最も近いロシアの諸港は上述の海域の北辺にあり、その海域の中心地からかなり 離れています。さらに、これらの諸港は冬期には利用不可能です」とウラジオストク港をは じめとするロシア極東の港が不凍港でないという現状を報告する。その上で「以上に述べた ことから、さらに南部、すなわち十分に独立して日本または中国の港のどちらか一方で我々 の船舶のために個別な場所を所有する必要があると考えています。そこでは以上の修理がで き、重病患者を連れていくことができ、蒸し風呂(バーニャ)に行くこともできるような所 にすることが必要です」と、ドックや病院の必要性を指摘している。興味深いのは、日本以 外に中国も候補に挙がっていた点である。朝鮮は未だ開国していないので候補地になり得な いが、その代わりに中国というわけである。さらに続けてポシエトは「そのために最も便利 な港は長崎であり、以上の全ての条件に当てはまる稲佐村周辺の場所はロシア船の艦長たち にずっと以前から蒸し風呂や艀(はしけ)の修理のために選ばれてきました。艦隊司令であ る海軍大佐ピルキンにより 160 平方サージェンに相当するこの場所を 1880 年まで 75 ドル の支払いで 10 年間借用されました」と書いている (56)。 すなわち、開国していない朝鮮の港 はさておき、中国の諸港との比較も踏まえた上で日本の長崎が一番適切だと判断されたわけ である。

もっとも、この頃日本の諸港に軍事拠点を求めることは、当時の欧米諸国にとり一般的なことであったようであり、イギリスも神戸と横浜に兵站を設置し、さらに戦艦などは日本政府の協力により横須賀で修理していた<sup>(57)</sup>。これに関しポシエトは、「他国の艦隊もこのような補助的な小さな隠れ家の必要性を認めています。イギリス人は香港を持っているにも拘わら

<sup>52</sup> 明治6年7月付外務省省議録、『長崎県居留地外稲佐郷志賀親朋所有地露西亜国海軍用ノ為相対貸渡並海岸へ桟橋架設ノ免許一件』、ref: B12083331400。

<sup>53</sup> 中武「幕末の横浜駐屯フランス陸軍部隊」;同「幕末維新期の横浜英仏駐屯軍の実態とその影響」。

<sup>54</sup> 明治6年10月20日付副島種臣宛大隈重信書簡、『長崎県居留地外稲佐郷志賀親朋所有地露西亜 国海軍用ノ為相対貸渡並海岸へ桟橋架設ノ免許一件』、ref: B12083331400。

<sup>55</sup> 宮崎「明治初年における外国軍隊の「基地」経験」334頁。

<sup>56</sup> РГАВМФ. Ф. 410. Оп. 2. Д. 4256. Л. 2-2об.

<sup>57</sup> 鵜飼「長崎稲佐のロシア海軍借用地」35頁。

ず、上海の呉淞江の右岸で街中から3ヴェルスター下流側に船堀を含む自らの小さな港を設けました。アメリカ人は同じ岸で自分の埠頭を持っています。フランス人は中国の港とニューカレドニアの間に位置する凍らないサイゴンを持っています。そのうえ、イギリスとアメリカの軍艦とフランス軍艦の一部は、必要があれば中国と日本のほぼ全ての開港している港で同国人が持っている民間船舶施設の協力を得ています」と書いている「S8」。このようにポシエトの稲佐選定は、イギリスをはじめとする他列強の動向に対抗するという側面もあったのである。

ポシエトの建議を受けたクラッベ海軍省長官は皇帝への12月15日(露暦12月3日)付 上奏文で、太平洋分遣艦隊司令長官に対し「元太平洋艦隊司令長官のピルキン少将は、我が 太平洋艦隊の乗組員が利用できる蒸し風呂の設置や艀の修理のために、日本の長崎港にある 稲佐村周辺で160平方サージェン(1サージェンは7フィートに相当)に相当する土地を借 りました。この土地を 1880 年までの使用に対し日本人に 75 ドル支払われています」とこ れまでの経緯をまず知らせる。続けて「アレクセイ・アレクサンドロヴィチ大公殿下ととも に航海していたポシエト侍従武官長は、蒸し風呂のほかに小型の船専用の納屋、一つの炉の 鍛冶場、炊事場や病院を建設するために、以上の土地に隣接し800平方サージェンに相当す る土地を借りることによって土地を拡大させる必要性を認めています。ポシエト侍従武官長 は長崎に停泊することになるその船の医者に病院を担当してもらえるという考えを示しまし た」とポシエトの建議に言及した。その上で、稲佐の賃貸にかかる費用を記し「ポシエト侍 従武官長の提案を実現することが有益であると考え、その提案を実現させるよう陛下に御許 可を求めさせて頂きます。我々にとって便利で有益だと判明すれば、土地の購入さえも考え ております」と書いた。このクラッベの上奏文には皇帝により裁可されたことが最後に付記 されている (59)。皇帝の同意の下、ロシア海軍は借地どころか買収までも視野に入れ日本側と の交渉に臨むのであった。

## 3. 丸尾山借地交渉の結末

その頃、日本国内では明治六年政変により対露外交の方針転換があった。政変後に成立した大久保政権では、既にロシアに仲裁を依頼していたマリア・ルス号事件に関しては副島外交を継承した。そこで、裁判進行のため花房義質が代理公使としてサンクトペテルブルクにまず送られたが、志賀親朋も通訳として日本公使館に勤務し皇帝にも謁見した (60)。一方、政府の方針は外征優先から内治優先へ変化しており、国境交渉では黒田清隆が推す樺太放棄を前提にした対露宥和路線へと転換し始めた (61)。1874 (明治7) 年2月には、この方針に基づ

<sup>58</sup> РГАВМФ. Ф. 410. Оп. 2. Д. 4256. Л. 4.

<sup>59</sup> РГАВМФ. Ф. 410. Д. 2. Оп. 4256. Л. 5-5об.

<sup>60</sup> Строева. Петербургский договор 1875 г. и его роль в истории русско-японских отношений XIX в. С. 96-97.

<sup>61</sup> 醍醐「榎本武揚と樺太千島交換条約 (一)」244,250 頁。黒田が副島から対露外交の主導権を奪っていく詳細な政治過程は、拙稿「黒田清隆の樺太放棄運動:日露国境問題をめぐる国内対立」『年報政治学』2021 年 1 号を参照。

く訓令を帯びた榎本武揚が特命全権公使としてロシアに派遣された。

一方、榎本と入れ違いにストルーヴェ公使が来日し、6 月初旬には長崎県知事宮川房之を 訪ね「病院浴室並腰船修復場」を丸尾山に建てたいと要請した。ストルーヴェは、病院はも ちろんドックを建設することを目的としていた。これに対し宮川は「我海軍省用地中ニモ有 之候間政府ヨリ許可無之 | と、中央政府に掛け合うよう求めた <sup>(62)</sup>。宮川は、「稲佐ノ儀者旧幕 府ノ頃魯艦二限リ停泊中一時十官休息所トシテ貸渡候、旧弊ニ而公然タル借地ニ至リ候」と 既に既成事実化が進んでいる稲佐の現状を報じた。この頃、友好的な姿勢をとっていた日本 の港に軍事拠点を求めることは、諸列強にとって一般的なことであり、イギリスも神戸と横 浜に兵站を設置し、さらに戦艦などは日本政府の協力により横須賀で修理していた。狭隘な 大浦居留地外に軍事上の拠点を設けたいという要望は、1870年にアメリカ海軍から長崎県 に「西泊郷旧番所跡辺」の租借として打診されていた。そのため、ロシア海軍にドック建設 を許可することは、その先鞭をつけることになると宮川は危惧したのである。宮川は今回ロ シア側が所望する土地は丸尾山周辺の約 1000 坪に加え、現在の借用地に陸続きの地所 300 坪であること、及び長崎出張中の林海軍大佐に照会したところ、丸尾山は既に海軍省が購入 済みで周辺地を含めてロシア側の希望に応じることは難しいが、旧庄屋志賀親憲所有地あた りについては支障がないのではないかという回答があった旨を伝え、ストルーヴェとの交渉 が難航すればそこを代換候補地として交渉してはどうかと記した (63)。6月11日 (露暦5月 30日)、太平洋分遣艦隊司令長官ブリュムメル (Ф.Я. Брюммер) は海軍省長官クラッベに「長 崎で病院のために土地を借りることに関する閣下からお送り頂いた命令書の件ですが、ポ シェト侍従武官長が提案した土地は既に日本政府によって購入されていることをお知らせ致 します」と現状を本国に説明した。その上で「そして、長崎県知事は自分の権力では何も決 めることができないため、私は臨時代理公使ストルーヴェ4等文官に江戸の日本政府に対し その土地の我々への譲渡について請願するよう要請しました」と報じた (64)。

こうして7月5日、外務省で寺島宗則とストルーヴェが会談した<sup>(65)</sup>。マリア・ルス号事件に関する話し合いに始まった会談でストルーヴェは、「閣下は長崎之イナサと申処を御承知ニ候哉」と長崎問題を提起した。その上で「右場所二軍艦のバッテーラなど修復いたし候為メ是迄地所[平戸小屋]借用致し居候、夫ニ続きたる地所少々之所[丸尾山]猶拝借いたし度」と、軍艦の修理のために借地していた平戸小屋に地続きの丸尾山の借用を新たに求めた。寺島は、長崎に関し「イナサ之方より大浦の方御都合ニ可宜と考候」と居留地側への換地をストルーヴェに提案したが、ストルーヴェは「イナサ者他用之為メニ者不宜、只軍艦之為ニ而已よし」とその使用用途が海軍だけであると強調しながら稲佐の必要性を主張した。これに対し寺島は「条約ニー国ニ許するハ外盟約国ニも許さねバならぬ事ニ相成居り、横浜などハ、何程か地所を一国ニ許セバ、何レ之国へも夫丈之地を許す筈ニ而、貴国などハ左様之事ハあ

<sup>62</sup> 明治7年6月5日付寺島宗則宛宮川房之書簡、『長崎県居留地外稲佐郷志賀親朋所有地露西亜国 海軍用ノ為相対貸渡並海岸へ桟橋架設ノ免許一件』、ref: B12083331400。

<sup>63</sup> 鵜飼「長崎稲佐のロシア海軍借用地」35-36 頁

<sup>64</sup> РГАВМФ. Ф. 410. Оп. 2. Д. 4256. Л. 16-16об.

<sup>65</sup> 明治7年7月5日寺島宗則ストルーヴェ会談対話書『長崎県居留地外稲佐郷志賀親朋所有地露西 亜国海軍用ノ為相対貸渡並海岸へ桟橋架設ノ免許一件』、ref: B12083331400。

るまじく候へ共、我方ハ条約が左様ニ而、勝手ニ許せぬものニ相成居候」<sup>(66)</sup> と理解を求めた。すなわち寺島は、横浜の居留地を例に、ある国に居留地拡大を許せば他国にも許さなければならなくなる片務的最恵国待遇の現状を説明し、長崎稲佐もそうなる危惧を伝えたわけである。ストルーヴェは、今回の土地は「少々の地」に過ぎず他国の前例にはならないと説得し、「我考エハ僅かなる事なから、御許可相成候で、其趣我皇帝へ申立候へハ、極御親切ニ覚へ、交際も益懇篤ニ相成べくと存候」と、承諾が得られるならロシア皇帝も感謝し日露友好に寄与するに違いないと告げた。この発言は、まさにこれから始まろうとしている榎本による国境交渉を少しでも有利に進めたい日本側に対する揺さぶりとも取り得る示唆である<sup>(67)</sup>。この話の後には自ずと樺太問題に関する情報交換に会談の流れは移行し、寺島は「樺太之義いつまでも其侭二難致置ニ付、今度榎本を遣し候処、未夕貴国へ着せぬ内ニ、閣下御出立相成」とストルーヴェと入れ違いに榎本をペテルブルクに派遣したことを伝えた。稲佐問題は、あくまで同時期の日露関係を規定していたマリア・ルス号事件、樺太問題と並ぶもう一つの懸案課題として同時進行的に討議されていたのである。

7月9日の会談で、寺島はストルーヴェに対し既に日本海軍省が丸尾山を「枢要之地」と見なし提督府を置きたい「目論見」がある旨を伝えた。ストルーヴェは海軍省の性急な動きに対し「全く御貸渡を御拒ミ被成るゝ為メ之御辞柄と相考候」と、貸借を拒否するための方便に過ぎないだろうとの疑念を持ったが、頑なな日本側の姿勢を崩すことはできなかった「688」。日本側が丸尾山を求める背景に関し宮崎千穂氏は、提督府(後の鎮守府)の設置が近代的海軍の創設に不可欠だったことを指摘する。その上で、不安要素であった内乱や対外進出の可能性を想定しなければならなかった海軍省にとり、長崎港が石炭港として、また地理的に直ちに利用可能な港として必要だったという現実的側面を指摘している「69」。実際、既に鎮圧した佐賀の乱に際しては長崎港に艦船が集結し、この時点で進行中の台湾出兵においても長崎に出発司令部が置かれているのである「70」。会談後寺島から報告を受けた大久保利通内務卿は、ロシア側の不同意を予想し将来的に居留地への接続可能地域の調査を長崎県に急ぎ指示した「71」。大久保は日本にとって英露を油断ならぬ相手と見なしながら、横浜居留地における英仏軍の駐留に関し国権を侵害するものとして警戒していた「72」。このような判断からすれば、当然大久保にとっても長崎稲佐の借地は脅威であり、ロシア側が希望する拡張分の地

<sup>66「</sup>条約によれば、一国に許すことは他の条約締結国にも許さなければならいことになっています。 横浜などは、どこかの土地の借用を一国に許すと、どの国にも良い土地を許すはずです。貴国な どはそのようなことはないでしょうが、我が国は条約がこのようなので、勝手には許可できない ものになっているのです」

<sup>67</sup> 実際、マリア・ルス号事件ではロシア皇帝の歓心を買うために仲裁を依頼していた。醍醐「明治 政府とマリア・ルス号事件 | 54-55 頁。

<sup>68</sup> 明治7年7月9日於本省寺島外務卿魯国代理公使之談話、『長崎県居留地外稲佐郷志賀親朋所有地露西亜国海軍用ノ為相対貸渡並海岸へ浅橋架設ノ免許一件』、ref: B12083331400。

<sup>69</sup> 宮崎「明治初年における外国軍隊の「基地」経験」328-329頁。

<sup>70</sup> 同前 329 百.

<sup>71</sup> 明治7年7月9日付宮川房之宛大久保利通書簡、『稲佐郷平戸小屋善之助及志賀親憲所有地露西 亜国海軍用貸渡一件附属斜面波戸築造』(長崎歴史文化博物館所蔵)。

<sup>72</sup> 明治6年10月付征韓論に関する意見書、日本史籍協会編『大久保利通文書』第五巻、東京大学出版会、53-64頁。

所を、大浦外国人居留地内に代替させる検討を開始したのである。

8月2日、長崎問題に関し寺島とともにストルーヴェとの会談に臨んだ川村純義海軍大輔は、ロシア側の要求に応えられない旨を直接説明した「33」。平戸小屋が「狭隘之地」ゆえに大規模な提督府の設置は困難と思われ、ストルーヴェは「貴海軍省於テモ大制作場所等ハ甚不便」とその利便性の欠如を指摘した。これに対し川村は「大ナルモノニハ無之候へ共倉庫及庁等ハ設置スへシ」と土地の狭さは認めながらも、それに見合う施設設置のためにあくまで必要であることを説いたのである。実際、平戸小屋への提督府設置時期すらも未だ定まっておらず、川村は「遅クモニケ年過レハ我見込ヲ果ス積ニ有之候」と必ずしも急務でないことを吐露している。ストルーヴェは「両国交際ノ密ナルヲ表セン為メ右地所借用致度候」と、再び稲佐借用が日露友好に資するという論法で日本側に揺さぶりをかけた。これに対し寺島は「成丈ハ貴方之都合宜敷様可致候」と述べたが、ストルーヴェは「交際ノ都合広キヲ明白ニ表スルハ拙者ノ浅学ニ候」とあくまで個人的見解であると断っている。このとき川村もストルーヴェに対し「我入用ニ無之処ヲ貸サヌトハ不申候」と、全ての土地に関し借用不可とまでは言っていないと代替案を検討に加えるよう説得し日露の攻防が続いた。

その頃長崎県の調査では、大久保が調査を指示していた居留地拡大の適地と思われた浪の平の民有地買収及び住民移転費が巨額に上ることが判明した。この報を受けた内務省はもはや居留地にこだわらない見解に転じ、8月19日に換地案を諦め志賀家所有地の借地を念頭にストルーヴェと交渉するよう外務省に求めた。さらに内務省は、ロシア側がこれを受け入れない場合には期限満了まで現在の善之助所有地を貸したままにし、満期が来たときに無害の地に切り替えさせる案を提言した<sup>(74)</sup>。こうして居留地外雑居の是非に関する論点は後景に退くことになり、後は居留地外のどこを選ぶかという問題に絞られた。

9月27日、ストルーヴェが海軍少将ブリュムメルを伴い外務省を訪れた。ストルーヴェは絵図を示しながら既に1880年までの借用之約定があり建物もあるとし、しかも隣の土地ゆえに都合が良いと訴えた。これに対し寺島は、海軍省が必要だとする土地を外務省が勝手に引き渡すことはできないと反論した。ストルーヴェは「皇帝陛下へモ通達セシナレバ今日ニ至リ被改候テハ実ニ不満足ナリ・・・・・・十年間借用致度存候」と食い下がった。さらに「僅一寸ノ不都合ヲ以一尺ノ交際ヲ損スル勿レ」と、些細な不都合を顧みるばかりに日露友好を損なうなと警告したのである「55」。翌日寺島に送った書簡の中でストルーヴェは、「已然ニ借用致シタル地所ト隣小丘ニテ甚タ僅カノ平坦ナル所」だとして再び借用を求めた。続けて「地主ハ既二我方へ十年程ニ約定ヲ以テ貸渡可申トノ儀有之」とし、さらに志賀家と契約した際に皇帝が「差支無之候ハゝ其地所ヲ購求致シ候テモ不苦旨勅令被遊候」と購入希望の意まで表したことを伝えた。その上で、このような「小丘」よりも便利な場所に「役所」を建てられるだろうと指摘し、迅速に丸尾山の借地を許可するよう再び求めた「766」。

<sup>73</sup> 明治7年8月2日寺島宗則、川村純義・ストルーヴェ会談対話書『長崎県居留地外稲佐郷志賀親 朋所有地露西亜国海軍用ノ為相対貸渡並海岸へ浅橋架設ノ免許一件』、ref: B12083331500。

<sup>74</sup> 宮崎「明治初年における外国軍隊の「基地」経験」336頁。

<sup>75</sup> 明治7年9月27日寺島宗則、ストルーヴェ・ブリュムメル会談対話書、『長崎件居留地外稲佐郷 志賀親朋所有地露西亜国海軍ノ為相対貸渡並海岸へ桟橋架設ノ免許一件』、ref: B12083331500。

<sup>76</sup> 明治7年9月28日付寺島宗則宛ストルーヴェ書簡、『長崎県居留地外稲佐郷志賀親朋所有地露西

このようなロシア海軍の強い要請に対し日本海軍省は、急ぎ対応に迫られることになる。10月2日、外務省から問い合わせを受けた川村は「素ヨリ緊要ノ地処ニシテ且永年所有ノ見込有之、買上候義ニ付如何様ノ談判有之候共手放候義ハ難相成」と、丸尾山は要地につき手放せないと再度伝えた「「つ」。さらに10月4日には、長崎出張中の遠武書記官にロシア懇望地が海軍省要地の内外のどちらなのか至急調査するよう電信で急ぎ指示し、丸尾山に建築物がなければ交渉上不都合だとし至急着手するよう命じた。海軍省は、既成事実を強化しストルーヴェとの交渉を有利に運ぼうとしていたわけであり、それだけ丸尾山をロシアに取られることを危惧していたわけである。他方で、むしろロシア艦隊が経済的恩恵をもたらすことを知っていた丸尾山の現地住民は、所有地の貸し渡しあるいは売却が高額になると見込み、熱心かつ巧妙に同艦隊の借地の誘致活動をしていた「18」。このような現地の要望は顧みられず、海軍省はあくまで安全保障の観点から丸尾山貸借に反対したのである。

10月9日、ストルーヴェと寺島の間で会談が行われた。寺島は海軍省が他所を「不便」とし丸尾山をやはり必要としていると伝えるとともに、「過日榎本より書来る、未タ樺太の事二付貴政府へ御談判可申暇無之二付、未ダ其議二取懸不申旨申来り候」と、ペテルブルクでの国境交渉は未だ始まっていないようだと告げた。これに対しストルーヴェは「一体此件ハ両国交際上干(肝)要之事なれハ早ク取掛ル様致度候」と交渉開始の遅れに対し焦燥感を示した「ワラ」。実はそのころ榎本は台湾出兵による日清関係の悪化を受け交渉を停止しており、戦争に備えオランダまで軍艦の買い付けに動こうとすらしていたのである「80」。会談翌日の10月10日、寺島はストルーヴェに稲佐借用地周辺は日本海軍省も必要だとして増地に応えられないと文面にて正式通達した「81」。こうしてロシア側が希望する丸尾山案は、日本海軍省の反対によりついに消滅することになった。このように台湾問題の悪化に伴い樺太問題の交渉が開始できぬ間に長崎稲佐の問題は次の交渉段階へと進むことになった。

## 4. 代替地借地交渉の妥結

ストルーヴェは 10 月 27 日に寺島との会談に臨んだ。本国から樺太問題の交渉進展の報がまだ無いと発言したストルーヴェに対し、寺島は国境交渉の前提として解決すべき問題とされた現地紛争(函泊出火事件)をめぐる交渉開始を伝えた。一方、会議で長崎問題に話が及ぶと、ストルーヴェは日本側の判断結果を承諾し本国政府に伝えると言明し、既に借地代金は支払済みであるから自ら現地に赴き代替地を探し長崎県関係者と折衝すると伝えた<sup>(82)</sup>。地

亜国海軍用ノ為相対貸渡並海岸へ桟橋架設ノ免許一件』、ref: B12083331500。

<sup>77</sup> 明治7年10月2日付寺島宗則宛川村純義書簡、『長崎県居留地外稲佐郷志賀親朋所有地露西亜国海軍用ノ為相対貸渡並海岸へ桟橋架設ノ免許一件』、ref: B12083331500。

<sup>78</sup> 宮崎「明治初年における外国軍隊の「基地」経験」338頁。

<sup>79</sup> 明治7年10月9日寺島宗則ストルーヴェ会談対話書、『長崎県居留地外稲佐郷志賀親朋所有地露西亜国海軍用ノ為相対貸渡並海岸へ桟橋架設ノ免許一件』、ref: B12083331500。

<sup>80</sup> 醍醐「榎本武揚と樺太千島交換条約(一)」252頁。

<sup>81</sup> 明治7年10月付ストルーヴェ宛寺島宗則書簡控、『長崎県居留地外稲佐郷志賀親朋所有地露西亜 国海軍用ノ為相対貸渡並海岸へ桟橋架設ノ免許一件』、ref: B12083331500。

<sup>82</sup> 明治7年10月27日寺島宗則ストルーヴェ会談対話書、『長崎県居留地外稲佐郷志賀親朋所有地

代が既に支払い済みである以上、日本側がこれに異を唱えられなかった。ストルーヴェの長崎行きを受け、外務省はペテルブルクの榎本に対し「今更増地請求候共差拒み候義難出来」と何かしらの増地には応じざるを得ない旨を伝える書簡を準備している。その中では、留守政府時代からの稲佐問題の経緯を説明され、詳しくは志賀親朋が知っているから詳しく述べるまでもないとされている<sup>(83)</sup>。このように在露公使館における志賀親朋の存在は、榎本もこの問題を知り得る状況にしていた。同時に、増地に応じざるを得ないとした文の上には注意書きとして「魯国と交際を重じ候ゟ格別之特許を与候義候ハ、将又彼おゐてハ未た十分と思做さる様子二有之候」と記し、ストルーヴェから日露関係への影響を理由に揺さぶりをかけられたことが説明されている。日本側が妥協する決断をした背景には、ストルーヴェの思惑通り日露関係への配慮もあったと言えよう。

ストルーヴェが長崎に向かってからも日本政府内ではさらに協議が進んだ。長崎県に対し大久保内務卿は、ロシアは海岸線沿いでなければ応じないだろうから、稲佐近辺で適当な場所を選定するよう指示した。これに対し長崎県からは、他日に大浦居留地に組み込むことが可能な浪の平と稲佐に限定してストルーヴェに提案し、他の海岸沿いを要求されないよう牽制すべき旨が上申された (84)。11月14日、これに対し寺島は「今更其増地ヲ請求候共差拒候義難出来」と、1870年の平戸小屋の借地契約の存在を指摘し、既成事実もあり譲歩せざるを得なかった旨を回答した。また「同所ハ魯国公使ニモ、最初より不好地ニ而到底談決イタサズ、止ヲ得ズ伊奈佐近傍ト思量セシコト也」と、ストルーヴェが浪の平に関心を示さなかったためやむを得ず稲佐を提示したことも伝えた。さらに「抑各国より魯国同様出願候とも、必竟初発魯国へ許候廉有之候得ハ、是迚も不得止義に有之」と、ロシアに続き他国からも同様の要請が来かねないことすら織り込み済みとの見解も示した (85)。このように、日本側は平戸小屋の契約が既に存在しているため新たな借地自体は認めざるを得なかったのである。

17日にストルーヴェが長崎に到着し、19日には長崎県関係者と稲佐の志賀親憲所有地を視察し、日本側にとっても「無害」でロシア側にとっても「適宜」である稲佐が代換地として事実上決定した (86)。ロシア側にも居留地側への移転を望む声はあったようで、既に以前から長崎領事オラロフスキーが、ロシアの施設のための用地として、領事館にほど近い土地を取得することを提案したとされる。1886年にこう振り返った当時のロシア太平洋分遣艦隊司令長官コルニーロフ (А.А. Корнилов) は、「そのとき、入江と、それに隣接する沿岸の低地の一角と、丘を占有するための絶好の機会が現れた。この入江は、現在ドックがある場所の反対側にあった。しかし、このような提案に対し、当時の太平洋分遣艦隊司令長官であ

露西亜国海軍用ノ為相対貸渡並海岸へ桟橋架設ノ免許一件』、ref: B12083331500。

<sup>83</sup> 明治7年11月22日付「榎本公使江之別紙案可書加条」、『長崎県居留地外稲佐郷志賀親朋所有地 露西亜国海軍用ノ為相対貸渡並海岸へ桟橋架設ノ免許一件』、ref:B12083331600。本史料は榎本 宛の交信に長崎問題の現状を加筆するよう指示した指示書である。

<sup>84</sup> 明治7年11月13日付大久保利通宛宮川房之電報、『長崎県居留地外稲佐郷志賀親朋所有地露西 亜国海軍用ノ為相対貸渡並海岸へ桟橋架設ノ免許一件』、ref: B12083331500。

<sup>85</sup> 明治7年11月14日付宮川房之宛寺島宗則書簡、『長崎県居留地外稲佐郷志賀親朋所有地露西亜 国海軍用ノ為相対貸渡並海岸へ桟橋架設ノ免許一件』、ref: B12083331600。

<sup>86</sup> 明治7年11月21日付寺島宗則ほか宛宮川房之書簡、『長崎県居留地外稲佐郷志賀親朋所有地露西亜国海軍用ノ為相対貸渡並海岸へ桟橋架設ノ免許一件』、ref: B12083331600。

るブリュムメル海軍准将は同意しなかった」と、日本側から浪の平案が出されたにもかかわらずブリュムメルが拒否したとしている。その理由と噂されていることに関し彼は、「すでに多くの前任者や同僚たちが当地に逗留した記憶は、長年にわたりロシアの船員たちを稲佐に結びつけている、というものであった」と述懐する<sup>(87)</sup>。太平洋分遣艦隊司令長官ブリュムメルがロシア船員の慣れ親しんできた稲佐近傍から離れることを嫌がったために、浪の平案も幻に終わったというわけである。これに関し、宮崎千穂氏は「当時対立していたイギリスの海軍軍人が上陸し、同国の商人等が活躍する居留地側に『基地』を置くことに躊躇いがあったやもしれない」と指摘する<sup>(88)</sup>。ロシア海軍だけが横浜ではなく長崎を駐留先に選んでいる点からしてもイギリス人を忌避するという意識は十分あり得る。

こうして借地場所は稲佐に内定し、後は借地料の問題だけとなった。当初、契約年数10年、 一坪あたり3朱で貸借することになっていたが、11月21日にロシア側が25銭を提示した。 志賀は3朱を主張し譲らなかったが、長崎県が仲裁し25銭となった。その後、東京での交 渉で一坪あたり 20 銭、契約満了時に畑地へ開墾費 23 円を支払うことで最終合意した (89)。11 月23日、ロシア側から高額につき「一応自国政府エ申稟ノ上結約致度」と本国政府の裁可 を得るために五ヶ月の猶予を要求され調印は延期となった<sup>(90)</sup>。稲佐の所有者である志賀親憲 は、在露日本公使館に勤務する息子親朋(91)に対し「東京在勤の新ミニストル魯公使スツルー ウエ氏ガイタマク艦により入港、其節在港のアスコリ艦え乗組居候アドミラル申談、魯海軍 用地二此方持地、銭座畑別紙の通借請度旨談判相成、家屋敷丈ケは御用ニ不相成、甚安心仕 候」<sup>(92)</sup> とストルーヴェとの地代交渉の経緯を伝え、「魯海軍用地の義も本年五月迄猶予いた し呉侯様、魯公使より県令え及談判」と5月まで延期されたこととロシア公使が長崎県との 交渉に入ったことを書いている。さらに志賀は「拙者も先前より魯国アトミラル船将、当港 渡来の向々大ニ懇意いたし魯国とは御国も格別御懇意ニ付、極々下直ニて壱坪金弐拾五銭ニ て貸渡侯様申談候」と、稲佐の貸借は私的にも公的にも日露友好が前提となった貸与であっ たと述べている。その上で「余り地料の義減少いたし候様申談、甚相困り猶県令公より御説 諭の次第も有之勘弁いたし壱坪弐拾銭ニて拾ヶ年以内貸渡候積り結約いたし置候」と県令の 仲介もあり一坪 20 銭で妥協したことを知らせた<sup>(93)</sup>。こうして稲佐の借地方針が決まったが、 大久保から寺島へ平戸小屋の善之助所有地を返却してからでなければ新たに貸してはならな

<sup>87</sup> Русский береговой лазарет в Нагасаки для команд плавающих в Тихом океане судов. С. 99.

<sup>88</sup> 宮崎「明治初年における外国軍隊の「基地」経験」324頁。

<sup>89</sup> 鵜飼「長崎稲佐のロシア海軍借用地」37 頁。

<sup>90</sup> 明治7年11月26日付寺島宗則、伊藤博文宛宮川房之書簡、『長崎県居留地外稲佐郷志賀親朋所 有地露西亜国海軍用ノ為相対貸渡並海岸へ浅橋架設ノ免許一件』、ref: B12083331600。

<sup>91</sup> 詳細は沢田「志賀親朋略伝」;吉岡誠也「『ロシア通詞』志賀親朋の明治維新」松尾正人編『近代 日本成立期の研究:政治・外交編』岩田書院、2018 年を参照。

<sup>92 「</sup>東京在勤の新任公使である露国公使ストルーヴェが軍艦ガイタマクにより入港しました。そのとき、港に停泊中の軍艦アスコリに乗船している提督が言うには、ロシア海軍の借地用に我が所有地を別紙の通り借り受けたいとの交渉がありましたが、屋敷だけは入り用ではないとのことなので、とても安心致しました」

<sup>93</sup> 明治8年1月3日付志賀親朋宛志賀親憲書簡、長崎近世文書研究会編『長崎史料叢書(第五集)』長崎近世文書研究会1994年、114-115頁。

いとの指示も出されるなど<sup>(94)</sup>、居留地外雑居の拡大に対する警戒感は依然として高かった。 一方、地代面で値切り交渉していたロシア側はクラッベ海軍省長官に掛け合った。太平洋 分遣艦隊司令ブリュムメルは「我々のあらゆる努力にも拘わらず、日本政府はポシエト侍従 武官長が我々の建物を建てるために提案した土地を譲渡することに同意しませんでしたが、 その代わりに他の場所を選ぶように許可してくださいました。稲佐村の側にある湾岸に、彼 から要求された全ての条件を満たす 775 平方サージェンの地所を見つけました」と代替地の 発見を報じた。続けて「割り当てられた金額は仮設病院・蒸し風呂・鍛冶場などの建設に足 りるぎりぎりの金額ですので、毎年の賃貸の支払いにはお金が残りません。それゆえに、私 が選んだ土地に対する支払いのため、毎年230メキシコ・ドル<sup>(95)</sup>を割り当てて頂くよう閣 下にお願いすることを決めました」と、追加融資を要請した。さらに「日本人のシガは6ヶ 月間我々の最終的な答えを待つと約束してくれました。その期間が過ぎるともはや自分は拘 東されず、他の人にその土地を譲ることも値段を上げる権利もあると見なしています。1880 年に我々は現在借りている土地を日本政府に返す義務がありますが、もし我々が今後海岸の どこかの場所を自分たちの管理下に置けなければ、太平洋分遺艦隊は今まで享受していた全 ての便宜を失ってしまいます」と書くように <sup>(96)</sup>、ロシア海軍が長崎に有してきた既得権益へ の執着を見せた。

これを受けクラッベは2月25日(露暦2月13日)付で「閣下による№222の報告書に伴い、日本人のシガから毎年230メキシコ・ドルで稲佐村の近くの地所を借りることを委託いたします。今年の分はあなたの管轄下にある424スターリング・ポンドから彼に支払うようにしてください。残りの金額でポシエト侍従武官長により計画されていた建設を始めてください」と契約の許可及び海軍提督府建設をブリュムメルに指示した<sup>(97)</sup>。クラッベが合意を命じたのは2月25日だが、この時期は樺太千島交換条約交渉の転換期であった。既に2月6日には外務省の問い合わせを受けたクラッベがオホーツク海から太平洋へとロシア艦船が自由に航行する障害になるとし拒んできた千島全島への譲歩に合意を与え、榎本との次回会談を目前に控えていた<sup>(98)</sup>。このような時期に長崎の方ではロシア海軍の思惑通りに事が運びつつあり、北方で失う利益を南方で埋め合わせる格好になっていたのである。ロシア海軍が千島列島の譲歩に合意した背景を長崎におけるメリットに求め、対日関係を重視していたからとする冒頭で紹介したストローエヴァ氏による指摘の妥当性は、具体的にこのような樺太問題の交渉時期との一致を見ても頷けるものがある。

<sup>94</sup> 明治7年12月24日付寺島宗則宛大久保利通書簡、『長崎県居留地外稲佐郷志賀親朋所有地露西 亜国海軍用ノ為相対貸渡並海岸へ桟橋架設ノ免許一件』、ref: B12083331600。

<sup>95</sup> 当時のアジア諸国の通貨は銀にリンクし、メキシコ銀が交易決済用の基軸通貨として機能していた。原暉之「近代東北アジア交易ネットワークの成立:環日本海圏を中心に」左近幸村編『近代東北アジアの誕生:跨境史への試み』北海道大学出版会、2008 年、26 頁。

<sup>96</sup> РГАВМФ. Ф. 410. Оп. 2. Д. 4256. Л. 17-18.

<sup>97</sup> РГАВМФ. Ф .410. Оп. 2. Д. 4256. Л. 21.

<sup>98</sup> 醍醐「榎本武揚と樺太千島交換条約(二・完)」105頁。

### 5. 契約内容とロシア海軍提督府

1875 (明治8) 年5月、本国政府から指令を受けたロシア領事オラロフスキーが志賀親憲に借地案件を再び提示し、5月25日に草案「露西亜国海軍ノ為志賀親憲所有ノ地ヲ貸借リ約定書」が仕上がる。大久保内務卿と寺島宗則外務卿は、約定書案に関し若干の修正を加えた。具体的に作成された新たな草案の第6条以降は長崎県が起草した草案にはなく、政府が追加した条項である。そこからも日本政府がロシアによる要塞化を危惧していたことが指摘されている<sup>(99)</sup>。この案を提示した長崎県に対しロシア側は自ら作成した新たな提案への合意を迫った。このときオラロフスキーが長崎を出港する日が迫っていることを盾に合意を急かしたため、長崎県がロシア側の提案をそのまま後書なしとして独断的に受け入れ、7月28日にオラロフスキーとの間で合意された (100)。実はちょうどその頃ロシア海軍省は、現地に赴く樺太千島交換委員会がオラロフスキーを拾って横浜に向かうことを想定し長崎に寄港させていた (101)。このように、オラロフスキーが現地での領土交換に向けた上京の必要性から調印を急かしたことが、借地合意の内容をロシア側の思惑通りにしたのである。

全11条から成る契約文の第1条では10年の賃貸契約が明示された。それ以降の条文では、ロシア側の提案通り①滞納期限を6ヶ月に延長(第2条)、②借地上に領事館が建設した家屋は全てロシア政府所有とする(第3条)、③領事は「要害」の建物を建てる権利はない(第5条)、④領事は借地前面海岸に石造昇降段を建設する権利を得る(第7条)、⑤建物は満限後2ヶ月以内に取り払い、その間地料を支払うことになった(第10条)(102)。榎本に対し外務省は「右ハ約条書中本省指令と相違之廉も有之候得共差シタル不都合も無之に付其侭間届置申候」と、ロシア側案を独断で受容した長崎県の判断を追認したことを報じている(103)。ロシア側では太平洋分遺艦隊司令長官プジノが7月24日(露暦7月12日)に長崎に到着し、海軍省長官の命により志賀家と10年の借地契約を結び、長崎領事監督の下で11月から施設設置の工事を始める旨を報じている(104)。後の太平洋分遺艦隊司令長官によって書かれた記録には「1875年、海軍省から全権を委ねられたオラロフスキー領事と、当時、太平洋分遺艦隊司令長官であったプジノ海軍准将は、アレクサンドル・シガ氏「志賀親朋」(105)と契約を交わ

<sup>99</sup> 鵜飼「長崎稲佐のロシア海軍借用地」42頁。

<sup>100</sup> 宮崎「明治初年における外国軍隊の「基地」経験」342頁。

<sup>101</sup> PΓABMΦ. Φ. 410. Oπ. 1. Д. 4192. Л. 184-184o6. 実際にはオラロフスキーは 26 日発の同船に乗り遅れ後日別行動で上京している(明治 8 年 7 月 28 日付寺島外務卿ト露国弁理公使トノ対話書、外務省編『日本外交文書』 8 巻、巌南堂書店、1995 年、245 頁)。

<sup>102</sup> 明治8年7月28日付契約書『長崎県居留地外稲佐郷志賀親朋所有地露西亜国海軍用ノ為相対貸渡並海岸へ桟橋架設ノ免許一件』ref: B12083331600。

<sup>103</sup> 明治8年10月25日付榎本武揚宛書簡抜粋、『長崎県居留地外稲佐郷志賀親朋所有地露西亜国海 軍用ノ為相対貸渡並海岸へ桟橋架設ノ免許一件』ref: B12083331600。なお、このときは地方庁 の専断的傾向が目立ったが、明治30年代に行われた雲仙サナトリウムの借地交渉では外務省の意 向が大きく働いた。宮崎「外国軍隊と港湾都市」240頁。

<sup>104</sup> *Латышев В.,Дударец Г.* Государственный канцлер А. М. Горчаков и решение сахалинского вопроса. Южно-Сахалинск, 2015. С. 141.

<sup>105</sup> 志賀はペテルブルク滞在中にアレクセイ大公を代父にロシア正教の洗礼を受けたという。沢田「志賀親朋略伝」309 頁。

した。彼は、かなり以前、提督を務めていたプチャーチン伯爵とも親交のあった日本の役人の息子で、いまでは家督を継ぎ、長崎近郊で庄屋になっていた」と記述されている (106)。実際 に調印したのは親憲であるが、稲佐の志賀家は、ロシア海軍からしても幕末以来の日露交流 に関わってきた伝統ある家系と目されていたことが確認できる。

海軍省長官の命令により、1875年、長崎の反対側にある志賀氏から賃借している土地に、 充てられた予算の範囲内で、蒸し風呂、小病院、艇庫、鍛造工場を整備するよう、プジノ海 軍准将に指示があった。このため計画は広範なもので、全ての建築を請け負う側の、業務遂 行にかける意欲も小さくなかった。艇庫と、ボートを台車に載せて引き揚げたり下ろしたり する設備の整備に、多額の費用がかかり、予算を超過してしまった。しかも、まだ小病院と 蒸し風呂を整備しなければならなかった。こうした困難な状況を打開するのに貢献したの が、ロシア艦隊の士官たちが自発的に行っていた寄付で集まった墓地用または修繕用の募金 で、主だったところでは、長崎に来航した際のアレクセイ大公からの寄付もあった。1872 ~ 1875 年にかけて、平戸小屋の壊れた蒸し風呂の修繕や、稲佐村のロシア海軍船員墓地の 維持に、あまり費用がかからなかったことから、1875年頃には、この募金の相当部分が使 われないまま残っていたのである (107) 太平洋分遣艦隊司令長官プジノは「私は長崎に滞在し た際に、本年「露暦〕2月13日付けの海軍省長官閣下の御指示により、その御指示にきっ ちり基づき土地所有者の志賀という日本人と10年間の土地賃貸借契約(№1161)を締結し ました。そこには、このために割り当てられた合計金額を超えることなく、私たちのバーニャ、 診療所、ボート小屋、そして鍛冶屋が建てられるでしょう」と書いている <sup>(108)</sup>。 平戸小屋の善 之助の地所はなお5年の借地期間が残されていたが、新たな土地借用の契約が成ったためロ シア側が契約を放棄することになった。日本側は直ちに返還を求めたが、オラロフスキーは 当地にある建物の解体や移築に時間を求め返還手続きが完了したのは 1876 年 2 月 6 日のこ とだった<sup>(109)</sup>。対馬から移築されていた浴場もこのとき再び移されたのである<sup>(110)</sup>。

1876年には、早くも基地の整備が完了した。全33条に及ぶ施設規約冒頭の第1条では、この施設の正式名称が「ロシア海軍提督府(Русское адмиралтейство)」と明記される。当該規約第3条では「海軍提督府の目的はあり得べき作業を実施する際に艦隊の船舶に便宜を提供することである」と定められ、第4条で「海軍提督府において行われる作業や活動は非常に多様であり得る。それらは次のことから構成される。例えば、様々な物品の洗浄・塗装・修理、遊びや散歩による乗組員の娯楽などである」、第5条で「病院や蒸し風呂がある海軍提督府は職員の迅速な回復を促進し、乗組員がより快適に身を洗えるように促す目的も持つ」とされた。その上で第6条によれば、「錨地にある船の艦長の中で最も階級の高い者が自分の船に所属している海軍職員の一人を海軍提督府の管理者の職に任命するものとする。その艦長が海に出る際には、残っている艦長が管理者を任命するものとする」とされた。続く第7条では、「全艦が海に出た場合、海軍省は領事の管理下に移されることになる。海軍提督府

<sup>106</sup> Русский береговой лазарет в Нагасаки для команд плавающих в Тихом океане судов. С. 100.

<sup>107</sup> Там же. С. 103-104.

<sup>108</sup> РГАВМФ. Ф. 410. Оп. 2. Д. 3453. Л. 74

<sup>109</sup> 鵜飼「長崎稲佐のロシア海軍借用地」38頁。

<sup>110 「</sup>露国海軍用地ノ事」『長崎稲佐と露西亜人』(長崎歴史文化博物館所蔵)。

#### 醍醐 龍馬

には見張りが継続的に所属すべきである。その見張りは品行方正な日本人から雇われる者でなければならない。できれば、当地の政府機関が推薦した者が良いと考えられる。見張りは我々の船舶が投錨していない間に起こることについて直ちに領事へ報告するものとする」とされた (III)。すなわち、海軍提督府は保養地的機能を有し、基本的には長崎湾に停泊中のロシア艦隊の指揮下に置かれたわけである。なお、長崎領事の管轄権を規定した第7条が機能したのは艦隊が不在の間だけであり、領事は、ある事案の現状について、報告を上げるべき相手にも含まれていないことがよくあった。このような、領事にとっては筋の通らない屈辱的な状況が、年ごとに繰り返され、現地のロシア海軍指導部と外交使節団の間で、小病院の帰属をめぐって長年の論争が繰り広げられることになった (III2)。

一方、ロシア海軍基地は軍事施設としてさらに整備が進んだ。借地契約後、ロシア側の申請に日本側がその都度許可する形で、借地周辺に桟橋や波止場、さらに波止場の前面には石造斜道も順次造られた(113)。前述の通り 1875 年 5 月の草案作成時に日本側はロシア側による要塞化を懸念していたが、ロシア側は 7 月に実際に結んだ契約文第 6 条以降を足掛かりに、そのほかにも多くの付属施設を増築していったのである。地理的な遠隔性に加え、開国により政治的、経済的地位が低下したためか、日本側は横浜に比べ稲佐にはあまり注意を払わず(114)、ロシア海軍基地は日本側公認の下その基地機能が強化された。建造物が整備された海軍基地に関し、既に知られている日本側が作成した図 2 では志賀家の屋敷の左側に借地が描かれている(115)。そして、図 3 は本稿で初めて紹介するロシア海軍作成のものである(116)。そこには隣の志賀家の屋敷こそ描かれていないが、対照すると借地の形がほぼ同じように描かれ





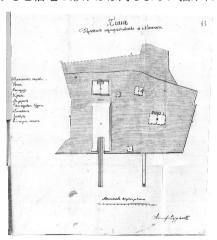


図3 ロシア国立海軍文書館所蔵

- 111 РГАВМФ. Ф. 410. Оп. 2. Д. 4256. Л. 46-52.
- 112 Павлов. Русский военно-морской лазарет в Нагасаки, 1859-1906 гг. С. 259.
- 113 鵜飼「長崎稲佐のロシア海軍借用地」39頁。
- 114 宮崎千穂「不平等条約下における内地雑居問題の一考察:ロシア艦隊と稲佐における『居留地外雑居』問題」『国際開発研究フォーラム』27号、2004年、75-76頁。
- 115 『稲佐郷平戸小屋善之助及志賀親憲所有地露西亜国海軍用貸渡一件附属斜面波戸築造』(長崎歴史 文化博物館所蔵)。
- 116 РГАВМФ. Ф. 410. Оп. 2. Д. 4256. Л. 53.

ている。明治前期の稲佐を訪れたペトロフ(К. Петров) なる人物は、モスクワで刊行され ていた週刊誌『世界巡り』の 1885 年7月 14 日号に「日本のロシア村」と題した記事を載 せている(117)。彼は、長崎がロシア艦船の越冬地として選ばれた理由を二つ挙げる。第一に、 ここにはドックがあり、船体の修理が可能だったこと、第二に、ロシア式の蒸し風呂が設け られていて、乗員の保養という条件が満たされていたことだった。このようにロシア艦隊は ようやく極東の冬を過ごすための安住の地を強化することに成功したのである。ペトロフも 「ロシアだけが、長崎のような重要な港から近い村を有するという名誉と信頼にあずかった」 と評しているが (118)、そもそも稲佐の借地自体が日露関係の良好さを象徴していたのである。 ロシア側にはこのような基地の存在をできるだけ目立たせたくないという思惑があった。 ロシア太平洋分遺艦隊司令長官プジノは「長崎近郊の稲佐村にある借地では、計画された建 物の建設が終了し、分遺艦隊の全ての船がすでにそれらを利用しています。蒸し風呂では、 すべての船の乗組員が体を洗って、ボート小屋では、すべての艀が塗装され、整備されました。 鍛冶屋やその他の建物では、さまざまな船の細かい修理作業が行われました」と施設の稼働 開始を報告している<sup>(119)</sup>。その際彼は、「これらの建物全体には、まったく無駄なことに、そ の静謐を犠牲にするほどの大仰な名称が冠せられた。「ロシア港湾施設」、「ロシア海軍提督府」 というものである」とその名前の仰々しさに不安を覚えた。その上で「患者の収容所、沿岸 小病院の建物として、おそらくは全くの私費で、軽便な造りの二階建ての家屋が建てられた。 その壁は、木材や竹材でさえある格子で支えられていたかなり薄く一層だけ塗りつけた漆喰 の壁から成り立っていた。一方で、この最後のものは、瓦屋根を支えている柱に固定されて いた。この小さな建物も、外見上は石造りのように見えるのだった」とその簡易な造りを強

しかし、このようなロシア海軍提督府の存在は国内外に少なからぬ疑念を抱かせた。太平洋分遣艦隊司令長官が伝えるところによると、「その後長崎に寄港したり、当地で越冬しさえするシベリア船団の艦船は、言うまでもなく、稲佐の我が国の港の修理を行ったり何かを整えたりするには、僅かな資金や、限られた数の人手しか持ち合わせていなかった。この港では、我が国の水兵からの不注意な行動や、日本人との衝突が起こることも度々あり、一度は、硝化綿は入っていなかったが機雷さえ持ち込まれたことすらあった。このような状況下で、ロシアが稲佐村に自らの港や立派な海軍提督府を整備したことが表沙汰になると、これら全ての衝突や我々側からの不注意な行動は、我々に対し友好的ではないイギリスやいくつかの日本の報道機関に対し、ロシアは稲佐で我が物顔に振る舞っており、堡塁を造営し大砲を設置し長崎の街自体に脅威を与えるために最終的にはそこを占有することを欲していると激しく言い立てる口実を与えた」という「121」。つまり、開設当初から存在していた安全保障面からの日本海軍省の警戒心のようなものが危惧された通りその後も漠然と継続していたわけである。さらに、英露対立の中で東アジアにおける長崎ロシア海軍基地の存在が、やはりイギリ

調した<sup>(120)</sup>。

<sup>117</sup> Петров К. Русская деревня в Японии // Вокруг света. 14 июль 1885 г. № 27. С. 428.

<sup>118</sup> Петров К. Русская деревня в Японии // Вокруг света. 14 июль 1885 г. № 27. С. 428.

<sup>119</sup> РГАВМФ. Ф. 536. Оп. 1. Д. 25. Л. 6.

<sup>120</sup> Русский береговой лазарет в Нагасаки для команд плавающих в Тихом океане судов. С. 100.

<sup>121</sup> Там же. С. 103-104.

スにも警戒心を抱かせていたことが窺える<sup>(122)</sup>。以上を踏まえ太平洋分遣艦隊司令長官は、「これらの誤解については、できるかぎり胸襟を開いて、語らなければならない。なぜなら、将来のためにそれを排除し、日本や日本人とのごく自然でしっかりとした友好的な親交を達成することが殊に望ましいからである」と持論を締めている<sup>(123)</sup>。ここからも分かることは、ロシアにとり長崎稲佐の利用価値は大きく、その維持のために慎重に対日関係を維持する必要があったということである。

1878年には志賀も外務省を退職し故郷稲佐に戻り (124)、同年 11 月末の志賀家の家督相続に伴い借地の所有者も親憲から親朋へ変わった (125)。1880年8月30日にロシア人作家クレストフスキー (В.В. Крестовский) が長崎を訪れた。そのとき彼は見学した借地内の病院の隣に志賀家の住宅を見つけるや「数年前にペテルブルクの日本公使館の書記官を務めていた正教徒の日本人アレクサンドル・アレクセーエヴィッチ・シガ [志賀親朋] その人がここに住んでいるに違いない」と早速面会を求めた (126)。彼は「とても上手にロシア語を話し、書くことができる」志賀に街を案内してもらい様々な質問をしたという (127)。さらに後年に稲佐を訪れた前述のペトロフが描くところでは、「ロシア船がやってくるたびに、志賀さんは必ず最初に乗り込んできて皆と知り合いになり、街の案内を買って出る。彼はロシア語をとても上手に話すので、この上なく待ち望まれた客となる」のだという (128)。先行研究が指摘するように志賀家は、ロシア艦隊と地域住民、地方庁との間に位置しながら「ロシア村」を取り仕切る地域権力だったが (129)、ロシア語通詞を務めていた親朋の代になるとますます稲佐における日露友好の象徴的存在になっていった。

ロシア海軍基地はこのような友好的雰囲気に包まれた火種でもあった。基地周辺には志賀家の経営する将校用ホテル「ネヴァ」、諸岡家の経営する料亭「ヴォルガ」、さらには諸岡マツ<sup>(130)</sup>の庇護を受けて道永お栄<sup>(131)</sup>が建てたホテル「ヴェスナ」などが建てられ、ロシア海軍との交流が盛んになった。同時に、基地自体に関しては前述のように軍事施設としての警戒感を日英に与えていた。このような状況下で、ロシア側は国際法の基準と日本側の粘り強い要請に配慮し、前述のように規定第7条により太平洋分遣艦隊司令長官ではなく長崎領事の指揮下に海軍提督府を入れたのである<sup>(132)</sup>。とはいえ、後々までロシア政府内でも日本政府の

<sup>122</sup> 幕末以来の長崎稲佐の借地自体に対し英米からの反発が根強かったことはペトロフも指摘している。*Петров К.* Русская деревня в Японии // Вокруг света. 14 июль 1885 г. № 27. С. 428.

<sup>123</sup> Русский береговой лазарет в Нагасаки для команд плавающих в Тихом океане судов. С. 104.

<sup>124</sup> 吉岡「『ロシア通詞』志賀親朋と明治維新」241 頁。帰国後は政府内の不平分子であり、西南戦争の勃発が原因となり下野したとされる。沢田「志賀親朋略伝」311 頁。

<sup>125</sup> 鵜飼「長崎稲佐のロシア海軍借用地」39頁。

<sup>126</sup> Крестовский В.В. В дальних водах и странах. Москва, 2002. С. 366.

<sup>127</sup> Там же. С. 368.

<sup>128</sup> Петров К. Русская деревня в Японии // Вокруг света. 14 июль 1885 г. № 27. С. 428.

<sup>129</sup> 宮崎千穂「外国軍隊と港湾都市」230頁。

<sup>130 1885</sup> 年にヴォルガの女将となり、1891 年のニコライ皇太子来日の際にも接待している。松竹『ながさき稲佐:ロシア村』218-219 頁。

<sup>131 1879</sup> 年、19 歳で福田家別荘ロシア将校クラブに勤める。ロシア語も学習し、1884 年にはロシア 海軍向けのホテルの経営者になっている(同前 216-217 頁)。

<sup>132</sup> Павлов. Русский военно-морской лазарет в Нагасаки, 1859-1906 гг. С. 259.

忍耐が限界に達し、事実上領事の管轄の埒外にある外国海軍施設が自国領内に存在することを許容しなくなり、病院の廃止を求めてくるのではとの危惧が残るほどに (133)、海軍基地の存在が危ういものと認識されていた。1876年4月14日には、長崎県令代理長崎県参事渡辺徹から、ロシア人だけが居留地外に雑居することを「不取締」だと批判し条約改正時にこのような土地を解約するよう上申が出されている (134)。基地の存立基盤である居留地外雑居自体に対しても批判が消失しなかったのである。それにも拘わらず、港湾施設である提督府の存在とその存在基盤として公認された居留地外雑居の慣習は、地域社会との密接な交流に覆い隠されるようにその後も維持されていく。「ロシア村」では日露交流が活発化し地域住民にとっても収益性の高いビジネスになっていたが (135)、安全保障や居留地外雑居の問題をはらむロシア海軍基地の存在は地域住民との友好の雰囲気の中に覆い隠されたのだった。

## おわりに

本稿では、明治期におけるロシア艦隊による長崎駐屯の慣習が日露間で承認される交渉過程を明らかにした。具体的な流れは以下の通りである。

ロシア海軍の主要港が 1871 年にニコラエフスクからウラジオストクに南下したことに伴 い、日本側の窓口もより近い長崎へと南下しその重要性が高まった。ロシア海軍が対馬占領 に失敗するとともに長崎の保養地的機能が高まり 1870 年には 10 年間の土地貸借契約が成立 した。このような長崎での借地交渉は、横浜からの外国軍隊撤退の動きと逆行するものだっ た (第1節)。長崎を訪れたアレクセイ大公は従来の借地である平戸小屋の不便さを指摘し、 同伴のポシエト侍従武官長が長崎県に丸尾山の借地を申し出た。留守政府では、居留地の観 点から内務省が、安全保障の観点から海軍省がそれぞれ危惧を示し丸尾山貸借を断った。帰 国後、ポシエトは横浜駐留の米仏軍への対抗からドック及び病院施設を長崎に建造する必要 性を建議し裁可を得た(第2節)。明治六年政変後の長崎問題は、サンクトペテルブルクで 進むマリア・ルス号事件、樺太問題と同時進行で討議されたもう一つの日露間の懸案課題で あり、ストルーヴェ公使は日露関係好転の可能性を餌に譲歩を迫った。しかし、海軍省の反 対で丸尾山案は台湾問題の悪化に伴い樺太問題の交渉が止まっているなかでの長崎問題の進 展だった(第3節)。樺太問題の交渉開始の報が届くとともに、ストルーヴェ公使は代替地 を探しに長崎に赴き稲佐の志賀家所有地を借地することにした。日露関係への影響に配慮し た日本側も、既に借地契約が交わされている平戸小屋の土地との交換を条件に手を打った。 ロシア海軍は、千島列島の対日譲渡により北方で失う利益を南方での借地契約で埋め合わせ た (第4節)。樺太千島交換条約締結に伴う領土交換に向かうオラロフスキーは、それを理 由に契約合意の早期調印を促し、交渉最終盤でロシア側に有利な内容に仕上げた。こうして 建設されたロシア海軍提督府はイギリスに軍事的脅威を抱かせるとともに日露間の摩擦の種 にもなったが、ロシアは保養地維持のために対日友好を保つよう努めることになった。(第

<sup>133</sup> Там же. С. 265.

<sup>134</sup> 明治9年4月15日付大久保利通、寺島宗則宛渡辺徹申牒『内務省御指令 明治9年自1月至4月』(長崎歴史文化博物館所蔵)。

<sup>135</sup> 宮崎「不平等条約下における内治雑居問題の一考察」83頁。

#### 醍醐 龍馬

#### 5 節)。

以上を踏まえたとき、日露関係における長崎稲佐問題の意義は何だったのか。稲佐問題は マリア・ルス号事件仲裁判決とともに樺太千島交換条約による1875年の日露関係の好転を 後押しする重要な出来事の一つとなった。ロシア艦隊による幕末以来のこのような特殊な長 崎駐留慣習は両国関係がそもそも良くなければ成立し得ないことであるが、樺太千島交換条 約と時を同じくして政府レベルでも承認されることにより強化され長崎にロシア艦隊が停泊 する制度的基盤が整えられた。日本側はロシア側の要求を土地貸借自体では譲歩し日露関係 の維持を優先させたが、その後はロシア側がむしろ契約解除されないように日本の機嫌を取 らざるを得なくなった。このように明治政府に公認された長崎稲佐のロシア海軍基地の存在 は、たとえ弊害があったとしてもロシアを日本に繋ぎ止めておく重要な意義を持った。1875 年以降の日露関係の焦点が樺太から朝鮮へと南方シフトするに伴い、長崎もより重要な地理 的条件を占めていくが、樺太千島交換条約により東アジアで比較的自由に行動し得るフリー ハンドを得た日本にとり、日露関係の安定を維持することは重要だった。借地契約は1886 年に再契約され、旅順港租借後は衰退しながらも日露開戦前までロシア海軍が長崎に駐留す ることを可能にした。明治初期の段階では基地に対する日本側の警戒感は小さなものだった が、時代が下がるにつれてその火種は徐々に大きなものとなる。開国後の朝鮮半島情勢と絡 んでくるその後の展開に関しては今後の課題としたい。

#### 付記

本稿は JSPS 科研費(若手研究、研究課題/領域番号 19K13617)「近代国際関係における 雑居地樺太一国境未画定の時代」による成果の一部です。なお執筆に当たっては、先学の宮 崎千穂氏、吉岡誠也氏から史料面で御教示頂きました。この場を借りて心より御礼申し上げ ます。

# A Russian Navy Base in Inasa, Nagasaki: A Case of Japan-Russia Negotiations in the Early Meiji Era

## **DAIGO Ryuma**

In 1875, soon after the sealing of the St. Petersburg Treaty stipulating the exchange of Sakhalin and the Kurill Islands, Japan and Russia agreed on a land lease of Inasa Village in Nagasaki to the Russian navy. This was a juridical confirmation of the Russian Squadron's long-standing practice of using this locality as its winter base, which would remain intact until the outbreak of the Russo-Japanese War in 1904. In fact, this agreement brought about stability of the bilateral relationship, serving as a prerequisite for Japan to embark on its subsequent Korean policy. This article attempts to contextualize this particular land lease in the increasingly entangled relationship between Japan and Russia.

Nagasaki's importance as a resort for the Russian navy increased, with its failure to obtain Tsushima as a strategic base under pressure from the British in 1861 and with its pivotal port moving from Nikolaevsk-on-Amur to Vladivostok in 1871. Against this backdrop in 1870 the Russians succeeded in renting a piece of land Hiradogoya for ten years by directly negotiating with the landowners and the Nagasaki administration. Two years later, when Grand Duke Alexei Alexandrovich visited Japan, he found it inconvenient to maintain a naval hospital and dock in Hiradogoya. This led one of his attendants, vice admiral of the navy Constantin Possiet, to propose to the Japanese government the Maruoyama foothills as an alternative for the Russian navy base. The Japanese government in turn rejected this proposal for two reasons. First, the Japanese navy was afraid that the occupation of this strategically important location by the Russian navy would raise security concerns. Second, the increase of places of mixed residence outside the fixed enclaves could threaten Japanese sovereignty. Undaunted, K. V. Struve, the Russian minister in Japan, tried to renegotiate in 1874, arguing that the lease of Maruoyama would have a positive effect on Russo-Japanese relations. However, the Japanese navy was a staunch opponent to this deal; it even purchased the disputed land for an admiralty house in haste so as to forge a fait accompli. Ultimately, the Japanese government was forced to propose an alternative land lease in Inasa in exchange for the old one in the same locality. In 1875, after Struve's on-the-spot inspection of the proposed site along the coast of Nagasaki Bay, the Russian navy and a local landowner Shiga reached an agreement. The timing was crucial: this was right after the sealing of the St. Petersburg Treaty. While the establishment of a navy base in Inasa in the following year caused anxiety among the Japanese and the British, the Russians began to make efforts to maintain their friendship with Japan in order to keep this base.

Together with the Maria Luz case in 1875, where the tsar worked as an arbitrator of the dispute between Japan and Peru, this Inasa controversy was a significant opportunity buttressing an improving bilateral relationship under the St. Petersburg Treaty. While the Russian Squadron's utilization of Nagasaki as its winter base since the end of the Edo era had been possible thanks to the relatively good relationship between the two countries, the foundation of the Russian squadron's berth in Inasa immediately following the St. Petersburg Treaty only reinforced the cemented friendship. Renewed in 1886, the land

## 醍醐 龍馬

lease in Inasa continued to function until the Russo-Japanese War. Despite some negative reactions particularly from the British, the Meiji government's recognition of the Russian navy base in Inasa alongside the St. Petersburg Treaty was an important factor in maintaining Russia as Japan's ally and thereby allowing Japan's strategic leeway in East Asia.